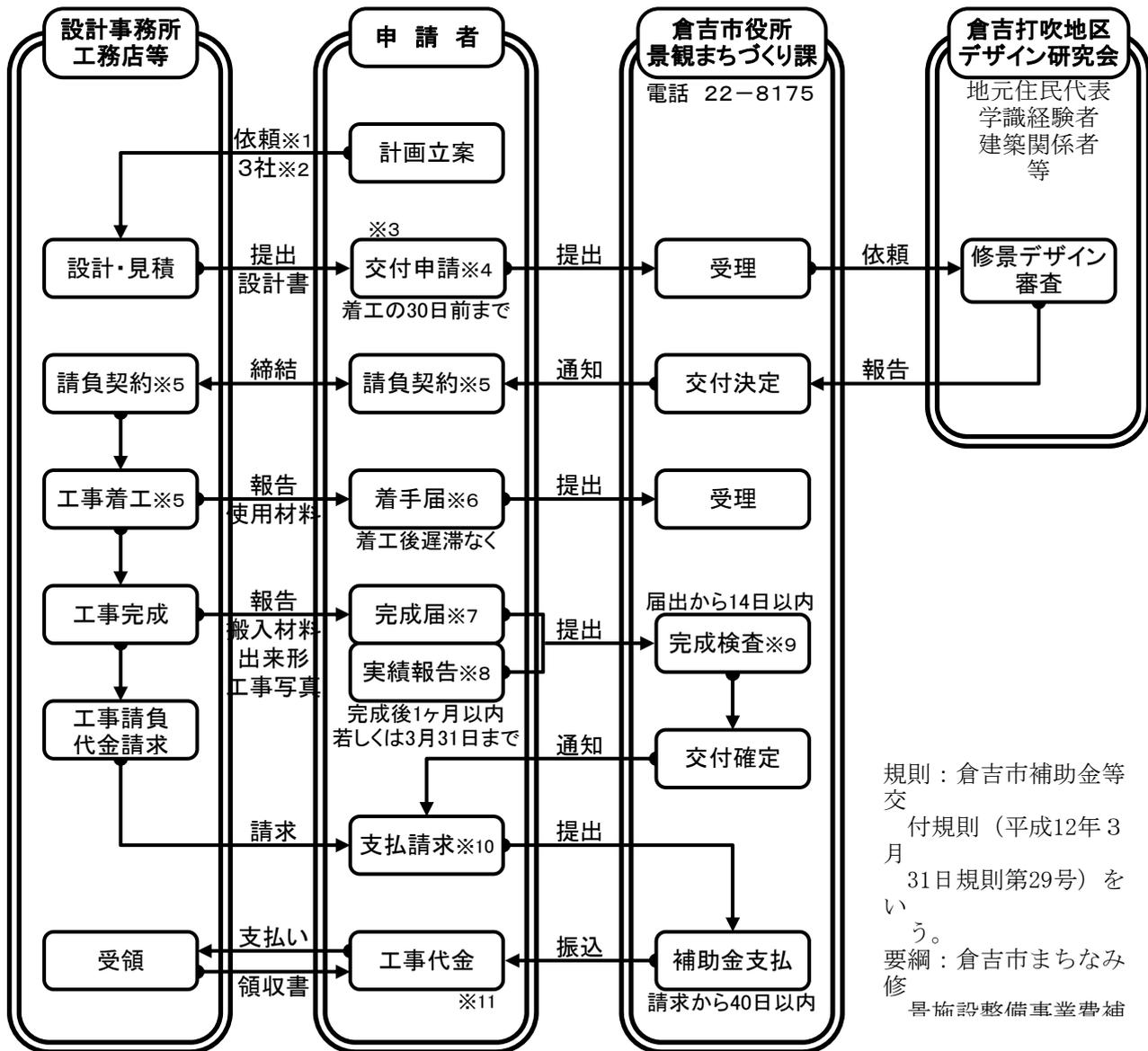


補助申請の流れ

倉吉市建設部景観まちづくり課



規則：倉吉市補助金等交付規則（平成12年3月31日規則第29号）をいう。
要綱：倉吉市まちなみ修景施設整備事業費補助

- ※1 市内の技術及び技能の活用のため、市内業者に依頼していただくようお願いします。
- ※2 修景工事を実施されるにあたり、適正な価格であるのか判断していただくために3社以上の見積りを徴収してください。若しくは、公的積算資料（建築事務所協会等の単価表、建設物価等の刊行物）や3社以上の見積り等で積算された内訳明細書を作成してください。
- ※3 倉吉市に提出していただく書類はすべて2部提出してください。（1部はコピー可）
- ※4 交付申請は、規則様式第1号「補助金等交付申請書」に要綱様式第1号「まちなみ修景施設整備事業計画書」、見積書、内訳明細書、付近見取り図、修景工事に係る図面、現況写真を添付してください。補助対象外工事も併せて行う場合は、補助対象内外が明確に区分できるように内訳明細書、修景工事に係る図面を作成してください。
- ※5 交付決定通知後に工事請負契約の締結、工事着工してください。事前着手は規則違反となります。
- ※6 着手届は、規則様式第2号「補助事業等着手届」に工事請負契約書または工事注文請書若しくはこれらに類するものの写しを添付してください。
- ※7 完成届は、規則様式第4号「補助事業等完成届」に完成写真を添付してください。
- ※8 実績報告は、規則様式第5号「補助事業等実績報告書」に要項様式第1号「まちなみ修景施設整備事業報告書」、工事着手前と完成後を対比できる写真を添付してください。変更がある場合は、内訳明細書、変更に係る図面を合わせて提出してください。
- ※9 完成検査には、工事請負者、設計監理者および申請者の方に立ち会っていただきます。完成検査では補助事業が適正に施工されたかを確認するため、契約書、使用材料、搬入材料数量、出来形寸法、工事写真その他必要な事項を確認させていただきます。また、検査用具の準備をお願いします。
- ※10 支払請求は、規則様式第6号「補助金等支払請求書」に交付決定通知書、検査結果通知書及び交付確定通知書それぞれの写しと規則様式第7号「補助金等受入額調書」を添付してください。
- ※11 補助事業に関わる書類は5年間保存、補助事業に係る施設などは10年間適正に管理してください。
- ※12 工事完成後10年間は補助対象に関し維持管理に努めること。

適正な補助事業の執行のため、ご協力をお願いします。（平成20年1月17日）